ダイジェスト版

学校いじめ防止基本方針

(令和5年度改定)

聖和女子学院中学校高等学校

1 目指す生徒像

隣人愛の精神の実践に努め、一人一人の特性を活かし世界を舞台に社会に 貢献できるグローバルな視座をもつ生徒

校訓「苦しむ人と共に苦しみ、喜ぶ人と共に喜べるようキリストの愛の心で 人々に接しよう」を具現化できる生徒

2 いじめ防止対策体制

[いじめ防止・対策委員会]		
[保護者との連携]	[校内委員]	[関係機関との連携] 外部委員
PTA役員 (会長・副会長等) PTA評議員	常 任:教頭・企画統括・教育相談部主任 生徒指導部主任・教務主任・養護教諭 非常任:当該関係者(学年主任・学年生徒指導・ 学級担任・部活動顧問・寮関係者等)	スクールソーシャルワーカー スクールカウンセラー 顧問弁護士・法人理事 公的外部支援機関等

[※]外部委員、非常任委員は状況に応じて参加する。具体的事例への対応では臨機応変に委員を加える。

3 いじめ防止への取り組み

[学 校]	「いじめ」を訴えてきた生徒の立場に立ち、「いじめ」の定義に関わらず、 その訴えを真摯に受け止め、生徒を守るという立場に立って事実関係を確 かめ、対応に当たる。
[教職員]	○生徒との信頼関係を深め、生徒の居場所づくり○生徒の自己実現を図る授業実践○生徒の思いやりの心や命の大切さを育む○様々な困難を抱えている可能性の認識○訴えや話を親身になって聞く姿勢

○人権感覚を研く ○同僚・学年・管理職との協力意識

[生 徒] ○互いを認め合い、クラスの一員としての自覚

- ○規範意識の醸成 ○「命の大切さ」を育む
- ○人間の最大の罪は「無関心」。

[保護者] (生徒の変化に気づいたら、すぐに学校に相談

- ○家族団欒
- ○学校との協力体制

4 「いじめ」の早期発見・早期対応について

- ○早期発見にむけて・・・「変化に気づく」~生徒の変化を敏感に察知~
- ○相談ができる・・・「誰にでも」~いじめを生まない土壌づくり~
- ○早期の解決を・・・「傷口は小さいうちに」~報告・連絡・相談~

